

学びの多様化学校 Q&A

Q1. 学びの多様化学校とはどのような学校ですか？

A. 不登校の児童生徒のために、特別の教育課程を編成して教育を行う学校で、文部科学大臣の指定を受けています。長浜市学びの多様化学校は、浅井中学校の分教室型として設置します。

Q2. 入室(入学)できるのはどのような生徒ですか？また、定員はありますか？

A. 不登校または不登校傾向がみられる児童生徒が対象です。ただし、特別支援学級に在籍している児童生徒は、対象外です。定員は各学年 5 名程度、全体で 15 名程度です。

Q3. 長浜市外に住んでいても入室(入学)できますか？

A. 長浜市外に住んでいる児童生徒は、対象ではありません。

Q4. 年度途中でも入室できますか？

A. 可能です。年 3 回(4月、9月、1月)入室の機会があります。(中学3年生及び義務教育学校9年生は、年2回)

Q5. 希望すれば必ず入室(入学)できますか？

A. 希望だけでは入室(入学)できません。不登校の状況や本人の意思などを考慮し、見学会や体験入室を経て、市の入退室審査委員会入室を判断します。定員超過や対象要件を満たさない場合は入室(入学)できません。

Q6. なぜ選考があるのですか？

A. 少人数での学習環境を保つために定員を設けています。定員に満たない場合でも、体験入室や面接の結果から、入室(入学)が適当でないと判断する場合があります。

Q7. 希望者が多数の場合、定員を増やしますか？

A. 原則として増やしません。入室(入学)できなかった場合も、在籍校や他の支援機関と連携してフォローしていきます。

Q8. 見学会や体験入室は必ず参加しなければいけませんか？

A. 体験入室は、学習の仕方や学習環境が自分に合っているか、また通学できるかを確認していただくためにも必要です。入退室審査委員会入室の適否を判断する上での大切な資料ともなるため、参加をお願いします。

Q9. 住民票に基づいた学校(元の中学校)に戻ることはできますか？

A. 可能です。本人・保護者の意思を尊重し、面談等を通じて入退室審査委員会にて判断します。

Q10. 通学方法はどのようになりますか？

A. 徒歩や自転車通学、虎姫駅からのジャンボタクシー利用(定時のみ)、保護者による送迎など、本人・保護者と相談して決めます。JR を利用する場合は、定期券の扶助制度もあります。

Q11. 給食はありますか？

A. あります。お弁当を持参することも可能です。

Q12. 制服や校則はありますか？

A. 制服や体操服、カバンの指定はありません。活動に合った服装を選べます。校則は浅井中学校に準じますが、分教室独自のルールやマナーを生徒たちと一緒に考えていきます。

Q13. 授業時間はどのくらいですか？

A. 年間授業時数を通常の中学校より削減(1015 時間を 875 時間に削減)し、ゆとりある教育を実施します。

Q14. 授業内容や学習の遅れは、どのように対応しますか？

A. 生徒一人ひとりの学習状況や心の状態、教科の目標に応じて、習熟度別や個別など、多様なスタイルで授業を行います。また、AI 型ドリル教材なども活用し、生徒のペースに合わせた支援を行います。学び直しをしたいという要望にも、可能な範囲で対応します。

Q15. 学籍や卒業資格はどのようになりますか？

A. 入室(入学)が決定すると、浅井中学校へ転入学することになります。住所変更の必要はありません。他の公立中学校と同様に、9 教科 5 段階で評価されます。国が認めたカリキュラムとなっており、卒業認定が得られます。

Q16. 卒業後の進路はどのようになりますか？

A. 生徒が主体的に進路を選択できるよう、進路指導(キャリア教育)を行います。卒業後の進路は、本人の希望を尊重しながら、教員が丁寧に相談や助言を行います。

Q17. 授業料や費用はかかりますか？

A. 授業料はかかりませんが、本校と同様に、教材費や校外学習等の諸費用が必要になります。

Q18. 教科書や教材は？

A. 市内の他の中学校と同じ教科書を使用します。必要に応じ補助教材も活用します。

Q19. 部活動や学校行事はありますか？

A. 浅井中学校の部活動や学校行事に参加することもできます。学校行事は、生徒の希望や意見を聞きながら学びの多様化学校独自に実施していく方針です。

Q20. 教育相談できる専門の人はいますか？

A. 希望の生徒には、週に1日、スクールカウンセラーと相談できる時間があります。

Q21. 学校給食の喫食を希望したいのですが、申し込み手続きを教えてください。

A. 学びの多様化学校入室決定後、教育指導課から配付される「学校給食申込書」と「口座振替申出書」(入室決定時に同封)を教育指導課又は学校給食課(長浜南部学校給食センター)へすみやかに提出してください。

学校給食費は、月額4,900円です。

Q22. 学校給食の牛乳が飲めないため、牛乳のみ欠食(牛乳欠食)したいのですが手続きを教えてください。

A. 「学校給食個別対応申請書(新規・継続・変更)」を入室前の場合は、教育指導課又は学校給食課(長浜南部学校給食センター)へ、入室後は学びの多様化学校へ提出してください。

牛乳欠食の場合の学校給食費は、月額4,000円です。

牛乳欠食は、月単位の対応となり、前月の20日までの申請書提出で、翌月から牛乳を停止することができます。

Q23. 学校給食の喫食を希望しますが、食べない日については減額できますか。

A. 学校給食費は、基本月額徴収となりますので、ご理解をお願いします。

ただし、病気やケガなどで連続5日以上欠席の場合は、減額対象となり、日割り計算の対象となります。

給食を停止する場合は、停止する日の3日前までに学びの多様化学校へ連絡いただくことが必要です。

Q24. 食物アレルギーがあるため、給食のアレルギー対応を希望しています。手続きについて教えてください。

A. まずは、浅井中学校の養護教諭へご相談ください。手続きには、保護者から「食物アレルギー対応申請書」「生活管理指導表」(かかりつけ医が作成)の提出後、保護者と養護教諭、管理栄養士等が面談を行います。

アレルギー対応の方針決定までに期間を要しますので、対応が必要な場合は、すみやかに浅井中学校(電話 0749-74-0013)へご相談ください。